

学校選択制の基本内容

* 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則
* 就学制度の改善について（平成24年10月 大阪市教育委員会作成）

① 選択の機会・対象者（規則第5条）

- ・ 選択の機会は、小中学校に入学する際の各1回のみ。
- ・ 対象は、新小学1年生及び新中学1年生

② 選択できる範囲（規則第8条）

- ・ 当面、1つの行政区内での学校選択とする。
- ・ 通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できる。

③ 各学校の受け入れ（規則第7条）

- ・ 学校選択による生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則行わない。
- ・ 受け入れ可能な学級数は、1学級分の増加を上限。

学校選択制の基本内容

- * 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則
- * 就学制度の改善について（平成24年10月 大阪市教育委員会作成）

④ 学校選択の方法（規則第6条）

- ・ 学校希望調査票は期間内に全員が提出。（通学区域内の学校を希望する場合も提出）

⑤ 選択による優先 ※区によって異なる（規則第8条）

- ・ (a)～(d)を優先扱いが可能。((a)は必ず優先扱い)

(a) 通学区域内に居住 (b) きょうだい関係 (c) 自宅からの距離

(d) 進学中学校(選択した小学校の通学区域にある中学校)

※城東区では(a)のみとし、それ以外は優先理由としていない

⑥ 通学

- ・ 原則徒歩で自転車の利用は禁止